

入間市の固定資産税等の「通称:わがまち特例」について

●わがまち特例とは

地方税法に規定する固定資産税の特例措置の一部に、法律の定める範囲内で地方自治体が特例率を条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」といい、平成24年度税制改正により導入されております。

入間市では、固定資産税に係る特例率について市税条例に規定しています。なお、詳細については次の表のとおりとなっています。

「わがまち特例」による固定資産税及び都市計画税の特例措置 (固定資産税31項目・都市計画税8項目) H31. 4月1日現在

No.	特例措置対象資産 (具体例)	税目	根拠規定 (地方税法附則)	取得時期 ^{※1}	適用期間	特例割合	導入年度
1	汚水又は廃液処理施設 (沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等)	固定資産税 (償却資産)	第15条第2項第1号	H30.4.1~H32.3.31	期限なし	1/2	H30年度
2	大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 (テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置)※H28.4.1以降は中小企業等が取得した資産に限る。	固定資産税 (償却資産)	第15条第2項第2号	H26.4.1~H32.3.31		1/2	H26年度
3	下水道除害施設 (沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等)	固定資産税 (償却資産)	第15条第2項第6号	H24.4.1~H32.3.31		3/4	H24年度
4	雨水貯留浸透施設 (透水性舗装、浸透ます、貯留施設、浸透トレンチ等)	固定資産税 (償却資産)	第15条第8項	H30.4.1~H33.3.31	期限なし	3/4	H30年度
5	都市再生緊急整備地域の公共施設等 (公園、広場、防水、防砂又は防潮の施設、港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設、緑化施設、通路等)	固定資産税 (家屋・償却資産) 都市計画税(家屋)	第15条第19項	H27.4.1~H31.3.31	5年度分	3/5	H27年度
6	特定都市再生緊急整備地域の公共施設等 (具体例は都市再生緊急整備地域の公共施設等と同じ)	固定資産税 (家屋・償却資産) 都市計画税 (家屋)				1/2	H27年度
7	津波対策の用に供する償却資産 (防潮堤・護岸・胸壁・津波避難施設)	固定資産税 (償却資産)	第15条第29項	H28.4.1~H32.3.31	4年度分	1/2	H28年度
8	指定避難施設 (津波防災地域づくりにおける指定避難施設の用に供する家屋のうち指定避難用部分)	固定資産税 (家屋)	第15条第30項1号	H30.4.1~H33.3.31	5年度分	2/3	H30年度
9	協定避難施設 (津波防災地域づくりにおける協定避難施設のうち警戒区域内に存した指定避難施設の用に供する家屋のうち管理協定に定められた避難用部分)	固定資産税 (家屋)	第15条第30項2号	H27.4.1~H33.3.31	5年度分	1/2	H27年度
10	協定避難施設 (津波防災地域づくりにおける協定避難施設のうち警戒区域内に建設予定又は建設中である指定避難施設の用に供する家屋のうち管理協定に定められた避難用部分)	固定資産税 (家屋)	第15条第30項3号				
11	指定避難施設 (津波防災地域づくりにおける指定避難施設に附属した避難の用に供する償却資産)	固定資産税 (償却資産)	第15条第31項1号	指定避難施設の 指定日以後	5年度分	2/3	H30年度
12	協定避難施設 (協定避難施設に附属する誘導灯、誘導標識、自動解錠装置)	固定資産税 (償却資産)	第15条第31項2号	指定避難施設の 指定日以後	5年度分	1/2	H27年度

13	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光発電設備:千kw未満)	固定資産税 (償却資産)	第15条第33項1号イ	H30.4.1~H32.3.31	3年度分	2/3	H30年度
14	再生可能エネルギー発電設備 (風力発電設備:20kw以上)	固定資産税 (償却資産)	第15条第33項1号ロ				
15	再生可能エネルギー発電設備 (水力発電設備:5千kw以上)	固定資産税 (償却資産)	第15条第33項1号ハ				
16	再生可能エネルギー発電設備 (地熱発電設備:千kw未満)	固定資産税 (償却資産)	第15条第33項1号ニ				
17	再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス発電設備:1万kw以上2万kw未満)	固定資産税 (償却資産)	第15条第33項1号ホ				
18	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光発電設備:千kw以上)	固定資産税 (償却資産)	第15条第33項2号イ	H30.4.1~H32.3.31	3年度分	3/4	H30年度
19	再生可能エネルギー発電設備 (風力発電設備:20kw未満)	固定資産税 (償却資産)	第15条第33項2号ロ				
20	再生可能エネルギー発電設備 (水力発電設備:5千kw未満)	固定資産税 (償却資産)	第15条第33項3号イ				
21	再生可能エネルギー発電設備 (地熱発電設備:千kw以上)	固定資産税 (償却資産)	第15条第33項3号ロ				
22	再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス発電設備:1万kw未満)	固定資産税 (償却資産)	第15条第33項3号ハ	H26.4.1~H32.3.31	5年度分	2/3	H26年度
23	浸水防止用設備 (防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機)	固定資産税 (償却資産)	第15条第38項				
24	公共施設等の用に供する家屋及び償却資産 (公園・広場・緑化施設・通路等)	固定資産税 (家屋・償却資産) 都市計画税 (家屋)	第15条第40項	H28.4.1~H32.3.31	5年度分	4/5	H28年度
25	企業主導型保育事業に係る固定資産	固定資産税・都市計画税 (土地・家屋・償却資産)	第15条第44項	H29.4.1~H33.3.31	5年度分	1/2	H29年度
26	市民公開緑地の用に供する土地	固定資産税・都市計画税 (土地)	第15条第45項	法律の施行の日~H33.3.31	3年度分	2/3	H29年度
27	中小企業等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等	固定資産税 (償却資産)	第15条第47項	法律の施行の日~H33.3.31	3年度分	零	H30年度
28	サービス付き高齢者向け賃貸住宅 (高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅)	固定資産税 (家屋)	第15条の8第2項	H27.4.1~H31.3.31	3年度分	2/3	H27年度
29	家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産 家庭的保育事業	固定資産税・都市計画税 (土地・家屋・償却資産)	地方税法349条の3の28項	H30年度以後の課税から適用	期限なし	1/2	H29年度
30	家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産 居宅訪問型保育事業	固定資産税・都市計画税 (土地・家屋・償却資産)	地方税法349条の3の29項	H30年度以後の課税から適用	期限なし	1/2	H29年度
31	家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産 事業所内保育事業	固定資産税・都市計画税 (土地・家屋・償却資産)	地方税法349条の3の30項	H30年度以後の課税から適用	期限なし	1/2	H29年度

※ 元号改正により、H31は新元号元年、H32は新元号2年、H33は新元号3年と読み替えてください。